

議事録

川上ダム建設事業の 関係地方公共団体からなる検討の場 (第2回幹事会)

日 時 平成24年3月23日(金)

午後 3時00分 開会

午後 4時47分 閉会

場 所 大阪合同庁舎第1号館 新館 3階 A会議室

[午後 3時00分 開会]

1. 開会

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第2回川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場幹事会を開催いたします。検討主体を代表して本日の進行をさせていただきます、国土交通省近畿地方整備局河川部長の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○近畿地方整備局 河川部長

まず初めに、検討主体であります近畿地方整備局及び水資源機構からご挨拶をさせていただきます。まず、私のほうからご挨拶を申し上げます。

皆様方には、年度末の大変お忙しい中、本検討の場にご出席賜り、誠にありがとうございます。また、日頃より国土交通行政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、第1回幹事会后よりダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に沿いまして、川上ダム建設事業の検証に係る検討を行っておりますが、予断なく検証を行うということで、代替案の検討に大変時間を要し、第2回幹事会開催が本日になりました。今後、予断なく検証を進めてまいります。検証作業をできるだけ適切かつ迅速に進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

前回の第1回幹事会では、ダム検証に係る検討手順、川上ダムの経緯及び概要についてご議論いただきました。第2回幹事会の予定といたしましては、ダム事業の点検と複数の概略案の立案、概略評価による治水対策案の抽出までを行う予定でございましたが、手戻りをなくすため段階を踏んで検討を行うことといたしまして、今回につきましては複数の治水対策案の立案について議論していただくこととしております。ダム事業の点検と概略評価による治水対策案の抽出については、次回幹事会でご議論いただく予定でございます。本日は忌憚のないご意見をお聞かせいただくとともに、今後ともどうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

続きまして、水資源機構関西支社長、〇〇支社長にご挨拶をお願いいたします。

○水資源機構 関西支社長

水資源機構関西支社長の〇〇でございます。日ごろより水資源機構の事業にご支援、ご協力賜りまして、誠にありがとうございます。本日は年度末の大変お忙しい中、川上ダム建設事業の検討の場、第2回幹事会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま近畿地方整備局の〇〇河川部長のご挨拶にありましたように、第1回幹事会を開催してから本日の開催、少し時間があきました。検証については、代替案の検討におきまして非常に内容が多岐にわたるといようなことから時間を要したわけでございます。今後においても、予断なく、さらにスピード感を持って検証作業を進めていきたいと思っております。本日ご参加いただいております三重県、京都府、大阪府、奈良県、さらに八幡市、摂津市、そして地元伊賀市を初めとする関係流域自治体の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、事業者としまして、川上ダム建設事業の検証に係る検討をスピード感を持って、整備局とさらなる連携をいたしまして、流域の方々のご期待に添うべく進めてまいりたいと考えておりますので、重ねてご理解とご協力をお願いいたします。

本日は多忙な中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。簡単ではございますが、挨拶とかえさせていただきます。

〇近畿地方整備局 河川部長

それでは、ここで本日の第2回幹事会の出席者を紹介させていただきます。

三重県政策部長代理で、〇〇交通・資源政策監でいらっしゃいます。

〇三重県 政策部長代理

〇〇でございます。よろしく願いいたします。

〇近畿地方整備局 河川部長

三重県の〇〇県土整備部長でいらっしゃいます。

〇三重県 県土整備部長

〇〇です。よろしくお願ひします。

〇近畿地方整備局 河川部長

京都府の〇〇建設交通部長でいらっしゃいます。

〇京都府 建設交通部長

〇〇です。よろしくお願ひします。

〇近畿地方整備局 河川部長

大阪府都市整備部長代理で〇〇都市整備部河川室長でいらっしゃいます。

〇大阪府 都市整備部長代理

〇〇です。どうぞよろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

奈良県土木部長代理で〇〇主幹でいらっしゃいます。

○奈良県 土木部長代理

〇〇です。よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

伊賀市、〇〇産業建設部長でいらっしゃいます。

○伊賀市 産業建設部長

〇〇でございます。よろしくお願いたします。

○近畿地方整備局 河川部長

伊賀市水道部長代理で〇〇次長でいらっしゃいます。

○伊賀市 水道部長代理

〇〇でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

八幡市、〇〇都市管理部長でいらっしゃいます。

○八幡市 都市管理部長

〇〇でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

摂津市、〇〇土木下水道部長でいらっしゃいます。

○摂津市 土木下水道部長

〇〇でございます。よろしくお願ひいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

ここで、報道関係の皆様にお願ひがございます。撮影につきましてはここまでとさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

本日の議題は、川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の規約について、それから川上ダム検証に係る検討の内容の複数の治水対策案の立案についてでございます。それでは、お配りしております本日の資料の確認を事務局よりお願ひいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部広域水管理官）

本日のお手元に配布させていただいております資料を確認させていただきます。まず、1枚目、先ほどの議事次第でございます。それから、本日の幹事会の座席表でございます。

それから、資料でございますが、右の上の肩に四角で囲みまして、資料－１検討の場の規約でございます。それから資料－２第２回幹事会の検討内容ということで、検討の手順が１枚でございます。それから、資料－３複数の治水対策案の立案という資料でございます。それから最後に、参考資料－１淀川水系における河川整備計画の概要の資料でございます。

以上が本日の資料でございます。資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

３．「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約について

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、議題のほうに入っております。川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の規約について、これについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部広域水管理官）

それでは、規約についてご説明をさせていただきます。お手元の資料、右上に資料－１と書いてございます。「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約」でございます。変更点だけご説明をさせていただきます。

別紙－１というところで、川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の構成員のメンバーでございます。ここの下のほうに「摂津市長」と書いてございます。これは大阪府の市長会の代表に交代がございまして、池田市長から摂津市長に変更になってございます。

それから、別紙－２でございます。川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（検討会）の構成ということで、幹事会の構成員でございますが、ここも先ほどと同じように、下のほうに「摂津市土木下水道部長」ということで、池田市から摂津市に変わりましたことによって、摂津市土木下水道部長に変更がございまして。

それから、この別紙－２で、幹事会の構成員に以前大阪府の水道部が入ってございましたが、大阪府の水道事業が大阪広域水道企業団に変革になったために、大阪府水道部については外れることになりました。

以上が今回の規約の変更点でございます。よろしくをお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

ただいまの規約について、ご質問またはご意見等ございましたらお願いします。

○大阪府 都市整備部長代理

大阪府の河川室でございます。昨年度、府の水道部が、今ご紹介いただきましたように現在は企業団に移行したということで、関係地方公共団体という立場でないということで規約上組織としては外れる、これは重々承知しているわけですが、このダムを検証につきましては、水需用の動向などに関して非常に重要なポイントにもなりますので、昨年までこのように参画していた趣旨を踏まえまして、例えばオブザーバーとしての参画など含め、そのように関係する利水者の意見を一緒に聞けるような形というのも、今後検討していただけたらどうかというふうにご意見申し上げます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部広域水管理官）

今後、検討の場を進める際に、先ほどお話ししましたように既設ダムの有効利用という観点で、当然利水者の方のご意見をいただくところが出てまいります。その時点で、先ほど申しましたように各利水者の方に意見をお聞きしますので、ご意見の趣旨を踏まえて、今後きっちりと対応させていただきたいというふうに考えております。

○近畿地方整備局 河川部長

この件につきまして、ほかの委員の方から何かご発言等ございますか。

そのほか、規約につきましてご質問などありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

4. 川上ダム検証に係る検討の内容

○治水対策案の検討

・複数の治水対策案の立案について

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、次の議題に入っております。第1回の幹事会から時間が経過しているということもございますので、今回の幹事会の検討事項につきまして内容説明をさせていただきます。その後、資料-3の32ページまでの治水対策案につきまして説明をさせていただきます。事務局のほうで説明をお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

それでは、少し長い説明になりますが、おつき合ください。河川部河川調査官の〇〇でございます。

まずは資料-2第2回幹事会の検討内容の資料です。有識者会議の中間報告にも出ている資料ですので、何度かご覧になられていると思います。今回の川上ダムにつきましては様々な目的がございまして、治水の目的、利水の目的、その他の目的とありますが、今回

は治水に関しまして複数の治水対策案の立案を行っております。複数の治水対策案の立案につきましては、組み合わせをどこまで考えていくのかという話を今日の幹事会の中で討議していただきたいと思っております。その後、治水に関しましては概略の評価を行い、2から5案程度に抽出していく、これを次回以降でやっていきたいと思っております。さらにその後目的別の総合評価を行っていきます。

それでは、資料-3に移らせていただきます。今回のダム検証につきましては皆さん重々ご承知だと思っておりますが、進め方につきまして改めてご説明させていただきますと、今回の川上ダムにつきましては、ご案内のように淀川水系河川整備計画に位置づけられております。ダム検証につきましては、この川上ダムがない場合でも河川整備計画の目標が達成できるような代替案を考えて、それを比較検討するということが目的になっております。このために、まず最初に、改めて淀川水系河川整備計画について確認していただくというのが1ページ以降の資料になっております。

まず1ページですが、淀川水系の整備計画の内容になっております。左側の四角囲いが国管理区間の河川整備計画の内容を載せております。それから川上ダムについては三重県の管理区間も治水に関して効果があるということで、右側に三重県管理区間の河川整備計画の内容を載せております。

改めてご説明させていただきますと、淀川水系における治水対策の現状と課題としては、淀川水系は皆さんご案内のように非常に大きな水系になっておりまして、整備を進めていく中、どういう手順でやっていくのかということがなかなか難しい水系になっており、その中でも特に上下流でありますとか本支川間のバランスを確保しながら進めていくというのが、淀川水系の整備を進めていく肝になっている状況です。このようなことを頭に入れた上で、国管理区間につきましては「戦後、実際に経験したすべての洪水を、淀川水系全体で川の中で安全に流下できるようにする」ということで、戦後最大洪水であります昭和28年9月台風13号洪水、これを目標にしておりますというのが1点あります。それから淀川本川は特に整備が進んでおり、現時点で計画規模の洪水を流すことができる状況を鑑み、上流が戦後最大洪水対応をすることによって淀川本川が流量増になってもバランスを保つといった観点から「整備のいかなる段階においても、計画規模以下の洪水に対しては、淀川本川の水位が計画高水を超過しないよう水系全体の整備を進める」という目標が平成21年3月の淀川水系河川整備計画で立てられております。

それから、三重県管理区間につきましては、現在指定区間の河川整備計画策定中ではご

ございますけれども、目標につきましては国管理区間と同じように「淀川水系で戦後最大の洪水になった昭和28年9月の台風13号洪水」、これを防ぐということを目的にしているということでございます。これらの目標を達成するために様々な整備を行っていくわけですが、その1つとして川上ダムが位置づけられているという話になっております。

2ページになりますけれども、こちらのほうは淀川本川下流部の水位縦断図になっております。少しややこしいんですけども、緑の線が計画高水位、青の線が川上ダムを整備した後の線、川上ダムがなかった場合には赤の線になりますという形で見ていただければ結構だと思います。淀川下流部につきましては、これも皆さんご案内のように、整備がかなり進んでおりまして、現行で計画規模である200年に1度の洪水が発生しても安全に流下できるような河道というのを現在確保しているというような状況です。ただし、これも皆さんご案内のように、上流で改修が進めばそれだけ下流に影響が出てくるため、整備計画においては上下流バランスを踏まえるという観点で、上流の改修が進んでも下流に影響が出ないように川上ダム等の整備を位置づけています。もしも川上ダムがなかった場合には、この赤線のような形になって計画高水位を超える区間が発生するため、代替案を考えるに当たっては、この計画高水位を超えている部分が3カ所ありますけれども、この部分について計画高水位以下となるような川上ダム以外の代替案を考えていくという形になってきます。

それから3ページ目、木津川筋の水位縦断図になっております。木津川筋につきましては島ヶ原のあたりが川上ダムがなかった場合には超過区間が出てくるという形になってきます。川上ダムなしの場合には、この超過区間の対策をどのような代替案でもって考えていくのかというところがポイントになってきます。

続きまして4ページは、三重県の管理区間の河川水位縦断図になっております。こちらにつきましてはダム直下ということもありまして、整備計画が終わった段階でも、ダムがもしもなかった場合には計画高水位を超える区間というのがこの赤字で旗揚げしている部分、こういう区間で出てくるという形になってきます。したがって、川上ダムがない場合には、このような箇所についてどのような代替案で対処していくのかを考える必要があります。

続きまして、5ページ以降に入ります。まず今回の代替案の検討につきましてどのように考えているかという前提条件ですけれども皆さん重々ご承知だと思いますが、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議というのがございまして、この有識者会議において中

間とりまとめというのを行っております。この中では、ダム以外の25方策それぞれについて、それぞれの適応の可否というのを各水系ごとに検討して、またそれを組み合わせて複数の代替案を考えて比較検討するよというのを有識者会議の中間報告の中で求めています。まず最初にご説明して審議いただきたいのは、25方策個々についてそれぞれ説明させていただいて、淀川水系での適応の可否について事務局として整理をしてきましたので、それについてご審議をいただきたいと思っております。

それではまず最初に6ページなのですが、個々に入る前に31ページを見ていただけますでしょうか。こちらのほうは、今回説明する検討した結果が載っております。31ページは河川を中心とした対策として、0)番はダムですけれども、1)から11)番まで、それぞれについて淀川水系の適応の可否を考えて色分けをしております。3段階で色分けをしておりまして、組み合わせの対象にする方策というのが青色、それから河道・流域管理、災害時の被害軽減の観点から推進を図っていく方策というのが黄色、それから今回の検討においては組み合わせの対象としなかった方策というのを白色、淀川水系において、これから一個一個説明していきますけれども、以上の3段階に分けて、それぞれの適応の可否というのを考えていくという形になっております。

続きまして32ページのほうですけれども、こちらは流域を中心とした対策として、12)番の雨水貯留施設から25)番の水害保険等があり、先ほどの河川を中心とした対策と合わせて25方策、それぞれについて適応の可否についてまずは検討するという形になっております。やはりこちらのほうも、組み合わせの対象としての方策が赤色、推進を図る方策が黄色、それから今回の検討において組み合わせの対象としなかった方策を白色という形で色分けをしています。

それでは、順番に1つずつ説明していきます。まず6ページになりますが、検討案の第1つ目はダムの有効活用でございます。既設ダムのかさ上げであるとか、あるいは利水容量の買い上げ、あるいは操作ルールの見直し等により、洪水調節能力を増強・効率化させ、下流河川の流量を低減させるというような案でございます。淀川水系におきましては、ご案内のように既にでき上がっているダムがかなりありまして、これをうまく使えないかというようなことでございます。かさ上げの場合には上に上げるということになりますのでダム構造上の検討というのがもちろん必要になってきますし、利水容量の買い上げにつきましては利水者にどれだけ協力していただけるのかというところの話はありますが、これだけ多くのダムがあるような状況でございますので、もちろん今回の検討組み合わせに関

しましては検討の俎上にのせていくという方向で考えていきたいと思っております。

続きまして7ページ、遊水地等でございます。河川に沿った地域で洪水流量の一部を貯留して下流のピーク流量を低減させ洪水調節を行うということでございます。淀川水系での適応につきましては、淀川水系はかなり都市化が進んでいるような状況でございます、遊水地の適地というのはなかなかないような状況でございます。その中で、現在、上野遊水地の整備を進めております。今回の検証に当たっては、この上野遊水地のさらなる活用、いわゆる遊水地をさらに掘り下げて洪水調節容量を確保する、あるいは近隣の地域についてほかの新規の遊水地が考えられないかということについて検討をしております、もちろん地権者さんのご理解等々を得ながら進めていかなければいけないというところがありますが、上野遊水地の周辺にはまだ何か所か新規の遊水地として、こういうところが可能性としてあるということ提示しております。従って遊水池については、上野遊水地のさらなる活用と周辺の土地を新規遊水地として考えていくということで、検討の俎上にのせていくということを考えております。

続きまして、8ページは放水路案でございます。河川の途中から分岐する新川を開削し、直接海、他の河川、または当該河川の下流に流す水路になります。河道のピーク流量を低減する効果があり、効果の発生する場所は分岐地点の下流になります。今回の川上ダムの検証に当たりましては、先ほど水位縦断図を見ていただきましたように、川上ダムの治水効果は本川部分と、木津川の直轄部分の一部と、それから県管理部分になりますので、放水路として考えられるのは、本川部分につきましては、淀川本川の横に神崎川が流れており、神崎川に向かって分水路がありますけれども、この神崎川分水路をさらに拡大して神崎川への流量を増大する案。それと、木津川につきましては、前深瀬川から山を通り越しまして名張川にトンネル河川で放流することによって、木津川の直轄管理区間の一部、それから県管理区間をショートカットする案を考えました。したがって、こちらにつきましても検討の俎上にのせていくということで考えております。

続きまして、9ページ、河道の掘削でございます。河川の流下断面積を拡大して河道の流下能力を向上させる案であり、もちろんダムによる流量カットの代替案になりうります。ということで、淀川本川の掘削、木津川の島ヶ原地区、それから木津川の三重県管理区間、こちらのほうにつきまして河道掘削を行うということを代替案として考えていきたいと思っております。

続きまして、10ページになります。引堤事業です。堤防間の流下断面積を増大させるた

め、堤内地側に堤防を新設し、旧堤防を撤去するというごさいます。淀川本川につきましては都市化も進んでおりまして、ここを一気に引堤するというのはなかなか難しいかもしれませんが、引堤につきましても1つの案として、右岸側で引堤を行っていくというようなことを検討の俎上にのせていきたいと思っております。また、木津川におきましては島ヶ原地区、それから木津川三重県管理区間につきましても、堤防を引いて流下断面を確保する案も検討の俎上にのせたいと考えています。

それから、11ページ、堤防のかさ上げ案です。堤防の高さを上げることによって河道の流下能力を向上させる代替案です。こちらにつきましても、場所につきましては淀川本川、それから木津川島ヶ原地区、それから木津川三重県管理区間につきましてかさ上げを考えて比較検討をしていくことを考えています。こちらも検討の俎上にのせていくということでございます。

続きまして、12ページ、河道内樹木の伐採になります。河道内樹木の伐採につきましては、先に淀川本川の話をしてしますと、淀川本川につきましては、もともと河川整備計画の中で、河道内樹木の伐採を行い、その他の治水整備を行って目標を達成するというようなことで、そもそも整備計画の中にもう既に組み込まれている状況になっております。本川の樹木伐採はそういう観点で代替という形にはならないという整理をしています。ただし、三重県管理区間につきましては、整備計画の中で樹木の伐採は特段記述はされていない状況になっておりますので、樹木の伐採をすると流下能力は若干上がってくることになり、その分は代替になってきますので、今言った観点で木津川三重県管理区間の樹木の伐採については検討の俎上にのせていくことで考えています。

それから、13ページ、決壊しない堤防でござます。こちらにつきましては、計画高水位以上の水位の流水に対して決壊しない堤防です。仮に現行の計画高水位以上でも決壊しない技術が確立されれば河道の流下能力を向上させることができるということではあります。が、現在のところ、長大な堤防を決壊しない堤防として整備し、縦断方向に連続して、かつ長期間にわたり安全性を確保する技術というのはなかなか確保されていないということもござますので、この8)番の決壊しない堤防につきましては組み合わせの対象にはできないということで整理したいと思っている状況でござます。

続きまして、14ページ、決壊しづらい堤防ということで、先ほどの決壊しない堤防に近い形ですけれども、こちらにつきましても先ほどと同様の理由でもって、組み合わせの対象にはできないという整理にしたいと思っております。

それから、15ページ、高規格堤防でございます。高規格堤防につきましては、通常の堤防より堤内地側の堤防幅が非常に広い堤防であるということで、全区間の整備が完了すると結果的に計画高水位流量以上の流量が流下するということとなります。高規格堤防につきましては淀川本川の下流部でもって現在事業を行っておりますが、こちらのほうの事業、皆さんご案内のように、周辺の開発計画と一緒に達成していくというようなものでございまして、相応の時間がかかるようなものでございます。今回の対象区間では、現時点で開発計画がすべてであるかという、そうではないような状況になっておりますので、こちらにつきましても組み合わせの対象にはなかなか難しいというふうに思っている次第でございます。

続きまして、16ページ、排水機場になります。自然流下排水の困難な地盤の低い地域で、堤防を越えて強制的に内水を排水するためのポンプを有する施設です。排水機場につきましては、内水を防ぐという観点では淀川水系におきましてもかなり大規模のポンプ場等々を設置しておりますけれども、外水に対しましては効果は見込めないということもございまして、組み合わせの対象にはできないという形になっております。ただし、内水対策としては当然効果はありますので、引き続きこちらにつきましても推進をしていきたいというふうに思っておる次第でございます。

以上、河道に関する施策、11方策につきまして、それぞれ個々に淀川水系での適応方策についてここまで説明させていただきました。

17ページからは、流域の対策です。まず、12)番の雨水貯留施設です。都市部における保水機能の維持のために、雨水を貯留させるために設けられる施設ということで、学校でありますとか公園でありますとか、このようなところに水をためて流量を低減させてあげるということになっております。点在しているという観点でありますとか実現性という観点では、なかなか厳しいところはあるかもしれませんが、広く検討するという観点で、こちらのほうの雨水貯留施設につきましては検討の対象という整理をしていきたいと思っております。

続きまして、18ページ、雨水浸透施設です。こちらのほうは、先ほどの公園とか学校に貯留するのではなく、各戸、個々の建築物に雨水浸透マスを設置して流量低減を行っていくということでございます。こちらにつきましても、効果につきましてはなかなか厳しいものはあるかもしれませんが、個々の家庭でどれだけ貯留できるのかというところについてしっかり検討して、組み合わせの中に入れていきたいと思っております。

続きまして、19ページ、遊水機能を有する土地の保全ということで、河道に隣接し、洪水時に河川水があふれるか、または逆流して洪水の一部を貯留し、自然に洪水を調節する作用を有する池とか沼とか低湿地であるとか、このようなところについて、これを保全していくというような施策でございます。このような箇所、いわゆる整備が途上になっているような箇所につきましては淀川水系は整備が進んでいるとはいえ、上流区間にはやはり整備途上になっているところが存在します。淀川の整備計画を考えるに当たり、このような箇所につきましては、あふれるということを見越した上で整備計画の目標を設定している観点から、先ほどの河道内樹木の伐採の本川部分と同様の整理をさせていただきまして、こちらにつきましては代替案の対象にはしないこととし、ただし土地の保全というのは、引き続き進めていくという形で整理していきたいと考えています。

続きまして、15)番の部分的に低い堤防の存置ですけれども、ここにつきましては、16)番の霞堤の存置、それから22ページの17)番の輪中堤、それから24ページの土地のかさ上げ、ピロティ建築等、それから21)番の土地利用規制、これらをまとめてご説明させていただきたいと思っております。

20ページに戻っていただきまして、部分的に低い堤防の存置ということで、淀川水系、特に川上ダムの影響範囲において、現在どのようなものが残っているかということ、写真に載っておりますが、これは三重県管理区間になりますけれども、上野遊水地の少し上流、大内橋の上流のところですが、右岸側何mかまだ整備途上という形で堤防が低いまま残っている箇所があります。川上ダムがない場合には、この箇所については、堤防で守らなければ水に浸かってしまうという形になります。ここで今回のダム検証においてどのように整理しているかということ、川上ダムの代替案として、川上ダムがもしもなしになった場合には、この箇所は堤防を高くする必要がある。しかしながらこの堤防を低いまま存置するのならば、水に浸かるような状況になりますが、家屋等々はしっかり守る必要があるということで、先ほど少しだけ話をさせていただきました17)番の輪中堤を組み合わせる、それから20)番の宅地かさ上げ、ピロティ建築等を組み合わせる、また土地利用につきましてはやはり土地利用規制をしっかり行っていかななくてはいけないということで21)番を組み合わせるということで、15)番の部分的に低い堤防の存置を行っていく場合に17)番、20)番、21)番の施策も組み合わせながら検討の俎上にのせていくというようなことを考えている次第でございます。

続きまして、21ページの霞堤の存置です。こちらにつきましても先ほどの部分的に低い

堤防の存置と同じような形になっておりまして、非常に近い箇所ですが、今度は写真で左岸側ですけれども、大内橋よりももう少し上の部分に霞堤が現在残っているような状況です。川上ダムをもしもやらないという話になった場合には、この霞堤のところから水が入ってくるという形になりますので、水が入ってきても大丈夫なように17)番の輪中堤、それから20)番の宅地のかさ上げピロティ建築、またそのように浸水する土地につきましては土地利用規制を行っていくというのを組み合わせて代替案として考えている次第でございます。

続きまして、23ページ、二線堤でございます。本堤背後の堤内地に築堤される堤防であり、控え堤、二番堤ともいいます。他の方策と合わせて対策が行われれば下流の河道流量が低減される場合があるということで、現在淀川水系につきましては、事務局のほうでいろいろ調べてみましたが、二線堤ができそうな適地はなかなか難しいというところでございます。けれども、できるのでありましたら推進はしたいという形で、今日の整理の中では黄色という、推進をしていきたいというような整理をさせていただいております。

19)番の樹林帯につきましても、二線堤と同じような状況です。現状で適地につきましていろいろ調べてみましたが、なかなか厳しいというところはありますけれども、推進はしていきたいということで、黄色く整理をしているというような状況でございます。

次に25ページに行きまして、水田等の保全ということで、こちらにつきましては淀川水系上流部に行きますと田畑もあるような状況ですけれども、ここで考えておりますのは畔畔のかさ上げでありますとか、あるいは落水口の改造でありますとか、こういうようなことをやって水田に一旦貯留してあげるというような方策を考えていくというようなことでございます。効果量につきましては必ずしも大きくは期待できないと思っておりますけれども、こちらにつきましても広く検討するという主旨から、検討の対象にしていきたいと考えております。

続きまして、26ページ、森林の保全でございます。主に森林土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという森林の涵養機能を保全することであるということです。こちらにつきましては、現在の森林の状況を前提に整備計画というのをつくっているような状況であり、既に見込んでいるというところもありますので代替案にはしない。しかしながら、しっかりと進めていくべき方策ということで、黄色で整理をしていきたいと考えています。

それから、24)番、洪水の予測、情報の提供等でございます。洪水時に住民が的確で安

全に避難できるように、洪水の予測や情報の提供等を行い、被害の軽減を図るということで、被害軽減という観点ではもちろん効果はありますけれども、流量低減にはつながってこないということで、代替案には厳しいと思っております。もちろん進めていく方策ということで、黄色で整理したいと考えております。

最後、水害保険等ということで、家屋家財の資産につきまして水害に備えるための損害保険ということでございます。水害保険につきましては、日本でも総合保険に付帯する形で洪水保険、水害保険というのが一部ありますが、やはりこちらにつきましても直接の被害軽減にならない。また、日本の水害保険につきましては土地の規制との直接的な関係もないような状況です。ちなみに、表の真ん中にアメリカがありますが、こちらにつきましては、任意保険ではありますが、土地利用規制、いわゆる土地の危険度に合わせた形でもって水害保険というのを適応しており、このような形ですと、必ずしも直接的とは言えませんが、まだ土地利用規制につながる可能性はあるとの議論につながるかもしれません。日本の場合にはそこまでも行っていないということもありますので、代替案としての組み合わせの対象につきましてはなかなか難しいというような整理をしたいと考えております。

長い説明になりましたが、中間とりまとめの中では、この25方策それぞれについて各水系での適応方策を考えていくということになっており、今までの説明の結果をまとめたものが31ページ、32ページになっています。私のほうで検討の対象にするとした方策が青色、流域を中心とした対策の32ページのほうでは赤色、それから推進はしていきましようと言った方策が黄色、対象にはなかなかできないという方策が白抜きというような形で整理をしているというような状況でございます。

まずは個々の適応の話につきまして、事務局案としての資料の説明は以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

ただいま32ページまでの資料の説明がございました。この後は、組み合わせの対象としている方策について、どのような組み合わせがあり得るかという説明がまたこの後あるわけですが、とりあえず32ページ、ここまでの説明につきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

(意見質問なし)

それでは、説明のほうを先に進めさせていただいて。また、個々の対象とする、しない、それからその組み合わせというのは関連してまいりますので、引き続き33ページ以降の説明のほうをお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

今の25方策をそれぞれ単一でもって代替できるかという、必ずしもそうではないような状況でございます。単一でもって代替できるような施策もございますけれども、それぞれを組み合わせて川上ダムのかわりにできるというようものもございます。その組み合わせをどういうふうにかえたのかという説明を、33ページ以降でもって説明させていただきます。

まず、今回の幹事会での説明ですが、本来ですとダムの治水代替案の検討に当たりましては、定量的な評価が可能である、例えばコストであるとか、あるいは効果量、このようなものを示しながら有効な方策を抽出したり、あるいは各方策の実現性を踏まえて明らかに優位な案、このような案を組み合わせていくといったほうが非常にわかりやすいという点はあると思っています。しかしながら、今回のダム検証については、実施要領細目の中に、できる限り幅広い案を立案をするというようなことが盛り込まれており、この観点からコストとか効果量につままして、現段階では厳密に縛られることなく、まずは幅広く組み合わせを考えるというような形で進めていきたいと思っています。こういうふうを考えますと、すべての方策を、今25ありますけれども、これを無限に組み合わせるといような話になってしまいます。このような進め方では余りにも煩雑、非効率になってしまうということもありますので、事務局のほうで、ある程度概略の検討を行い、明らかに社会的に有利になっているようなものでありますとか、あるいは明らかにその効果の期待ができる、効果に余りにも差があると、あるいは明らかにコスト的にも有利だということに考えられるものについては、そのような事がある程度勘案しながら組み合わせ案を考えていくということで、33ページ以降の組み合わせ案を考えております。繰り返しになりますが、幅広くという観点では、先入観を持たずに進めていくことを基本にしつつ、一方で、全部無限に広げてしまうと煩雑になり過ぎるということもあるため、ある程度概略の検討を行った結果をもって効率的に組み合わせ案を考えていったということでございます。

それでは、33ページ、河川を中心とした対策の組み合わせでございます。河道改修を中心とした対策案としましては、一般に河道の掘削、それから引堤、それから堤防のかさ上げ、これらの案につまましては単独でも川上ダムの代替となりえるということで、これを治水対策案Ⅰ－1、それから治水対策案Ⅰ－2、それから治水対策案Ⅰ－3の3案というのを考えております。

ここで、少しややこしくなりますが、河道掘削、引堤、それから堤防のかさ上げにつき

まして、例えば引堤を行う場合には、先ほど本川の引堤の写真を見ていただきましたが、かなりの戸数が引っかかってくるような形になってきます。それから、堤防のかさ上げにつきましても、かさ上げることによって橋梁のかけかえでありますとか社会的影響がかなり出てくるということもございますので、この3つの案は検討しますけれども、後々にほかの案と組み合わせる場合には、社会的影響が少ないという観点から、河道掘削案を組み合わせるという方針で案を考えていきたいと思っております。

続きまして、34ページになります。河川を中心とした対策について、大規模治水施設ということで放水路、それから遊水地、これらの対策の組み合わせについて検討をしております。赤い四角囲いがございまして、一番上のところですけれども、放水路（名張川放水路＋神崎川放水路大）、治水対策案Ⅱ－1とありますけれども。まずは治水対策案Ⅱ－1で、放水路でもってすべて代替してしまうというような案を治水対策案Ⅱ－1ということで考えております。本川部分の代替として神崎川放水路、名張川につきましては、前深瀬川から名張川に向けてトンネル河川で抜いていくというような放水路をつくって代替するというような案を考えるⅡ－1としています。

この際に、名張川放水路につきましては概略の検討ですが、大体延長で10km、径でいきますと10m径のトンネル河川を2本ぐらいつくっていかなければならないというような形になってきますので、かなりのコスト的にもかかってくるということがある程度わかっている状況でもございます。従って次の治水対策案Ⅱ－2では、名張川放水路のかわりに木津川について河道掘削を行っていくという案を治水対策案Ⅱ－2という形で考えております。

続きまして、治水対策案Ⅱ－3ですけれども、こちらにつきましては34ページ下に神崎川放水路のイメージというのを上下でもって記載しております。淀川本川の川上ダムを代替する治水効果を達成させるためには、これも概略の検討を事務局のほうで行ってまして、神崎川放水路単独で川上ダムの効果を代替させようとすると、上で記載してあるように神崎川をかなり広げなければならないような状況でございます。広げると、やはり用地等々がかかわってくるというような形になっています。それに対しまして、現在の神崎川分水路の川の中だけでもってどこまでできるのかというのを考えたのが、下側の神崎川放水路小のイメージになっています。放水路を社会的な観点から小さくするという案を考えたのですが、もちろんこの場合には本川の河道掘削が一部出てきます。それから上流の木津川の河道掘削、こちらにつきましても組み合わせる必要があるのでこれらをまとめ

たものが治水対策案Ⅱ－３という形になってきます。

続きまして、その下の治水対策案Ⅱ－４です。こちらにつきましては遊水地の案を考えてございます。遊水地案ですけれども、まずは先ほど少し見ていただきました上野遊水地をできる限り掘削する案と、それから周りの新規遊水地、こちらのほうを考えてあげて、川上ダムのかわりをさせるということを考えています。ここでもやはり事務局の概略の検討では川上ダムの効果を全部賄い切れるかという、賄い切れないというような結果になってきておりますので、先ほどの河道掘削を組み合わせ、治水対策案Ⅱ－４というのを案として考えています。

治水対策案Ⅱ－５につきましては、新規遊水地、こちらにつきましてはやはり実現性という観点でもって、新たな土地を使ってしまうということもございますので、新規遊水地を外して、その分さらに河道掘削をするというような案を考えておまして、これが治水対策案Ⅱ－５になります。

それから、最後、治水対策案Ⅱ－６、こちらにつきましては、今話をしました放水路と遊水地、これをさらに組み合わせるという案もちろん考えられるわけで、これを考えるに当たっては、やはり無限に考えていくわけにもいかないというところもございしますので、社会的に有利な神崎川放水路小、それから遊水地につきましては既設遊水地の掘削、これを組み合わせることで、足らずを河道掘削で補うというような案、これを治水対策案Ⅱ－６として考えております。

ここまでの事務局の検討につきまして、今の6案と河道掘削単独案とで、すべて比較してみました。事務局の概略検討では、治水対策案Ⅱ－３神崎川放水路小と河道掘削案が社会的な影響はそれほど大きくないというような結果になると考えておりますので、以降さらに組み合わせ案を考えていくに当たっては、社会的な影響がそれほど大きくない治水対策案Ⅱ－３の神崎川放水路小と河道掘削案を組み合わせる案、この案を以降の案の足らずに組み合わせるという方向で案を考えていきたいと思っております。

続きまして、35ページ。次は、既存ストックを有効活用した対策案ということで、既設ダムの有効活用により河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成できる案を検討するというところでございます。ここで、まずは既設ダムの有効活用につきましては、既設ダムのかさ上げ、それから利水容量の買い上げ、これを適応することがまず可能かということを検討しました。ダムの有効活用につきましては、このほかに操作ルールの変更という案もありますけれども、現在淀川水系では、特に水機構が管理しているダム

が多いんですが、水機構のダムにつきましては現在でも暫定操作で運用しているという実態を踏まえ、これ以上の操作ルールを今の施設のまま見直すということはなかなか厳しいということもあり、ダムの有効活用方策につきましては既設ダムのかさ上げと、利水容量の買い上げ、この2案で考えていくこととしています。

まず、治水対策案Ⅲ－1ですけれども、こちらにつきましては既設ダムのかさ上げを考えています。既設ダムのかさ上げにつきましては、構造上かさ上げが可能となる重力式コンクリートダムのうち、ダムの集水面積が大きく一定の効果が見込まれるダムにつきましてかさ上げの検討をしているような状況でございます。ここで、かさ上げを実施しても治水効果が非常に小さい農業用のダムでありますとか、あるいは小規模なダムにつきましては、かさ上げ案の対象とはしていません。こう考えますと、既設ダムのかさ上げとして可能なのは、日吉ダム、高山ダム、室生ダム、比奈知ダム、この4つのダムをかさ上げる案が考えられますので、治水対策案Ⅲ－1で整理しました。この既設ダムのかさ上げにつきましても、かさ上げ量は地形等々で決まってくるんですが、こちらにつきましても事務局のほうで概略検討しましたが、これでもやはり足らざるが出てきますので、その際の足らざるを、先ほども話をしました神崎川放水路小と河道掘削案、これを組み合わせて代替案にするという案でございます。

それから、治水対策案Ⅲ－2につきましては、日吉ダムは堤頂長が非常に長いということもございまして、かさ上げをするに当たってもコスト的にかなりかかってくる、それから、室生ダムにつきましては、これはダム湖の地形の関係もございまして、かさ上げても容量は余りとれないというところがございまして、比較的有利な高山ダムと比奈知ダムのかさ上げというのを考えて足らざるを神崎川放水路小と河道掘削案で補うという案を考えております。

それから、利水容量の買い上げ、治水対策案Ⅲ－3につきましてはですけれども、こちらにつきましては、冒頭でも少し話をしましたが、現在、まだ利水者との調整等々をしっかりと行ってないというところもございまして、利水容量の買い上げに要する費用についても不明ですし、それからどれだけ使えるのかということも現在のところ不明ではあります。しかしながら案としては整理しておき、今後、利水者と調整をして、より有利な案というのが想定される場合には、そちらについても概略評価を行って検証対象ダムを含む治水対策案との比較検討に追加したいと思っております。もちろん対策案の組み合わせ案の1つとして考えていきますが、このⅢ－3だけは扱いが少し異質になっている状況ではあ

ります。案の後ろに、河道掘削＋放水路（神崎川放水路小）を組み合わせているのは、こちらにつきましてはどれだけ利水ダムを治水転用できるのかというのが現段階ではわからないので、河道掘削や放水路を組み合わせているというような状況でございます。

このような案を考えてきましたが、35ページの下のところですけども、今までの案の中でやはり社会的な影響という観点で有利な案を考えていく必要があるということで事務局で概略検討をした結果、既設ダムのかさ上げ、高山と比奈知、この2つをかさ上げて足らずを河道掘削、それから放水路（神崎川放水路小）を組み合わせる治水対策案Ⅲ－2、このⅢ－2というのが今までの検討の中では、概略検討ですけども有利ではないかなということで、この後36ページで流域を中心とした対策の組み合わせに入りますけれども、その際には、ここのⅢ－2の既設ダムのかさ上げ＋河道掘削＋放水路（神崎川放水路小）、これを組み合わせた案を考えていくこととします。

続きまして、36ページのほうです。流域を中心とした対策の組み合わせですが、こちらにつきましては具体的には雨水貯留施設でありますとか雨水浸透施設、あるいは水田の保全、このように流域内に水をためるもの、それから部分的に低い堤防の存置であるとか霞堤の存置であるとか、このようにあふれさすというか、このような形で代替していくというような案がそれぞれ考えられます。特に、流域内に水をためるほうの案、雨水貯留施設でありますとか雨水浸透施設、あるいは水田の保全、畦畔のかさ上げ等々につきましては、事務局の概略検討の中で効果量につきましては本川部分でいきますと流量低減量が100m³/s程度、最大限見てもそのような形になっています。したがって、組み合わせ案におきましては、ここでは流域内に水をためるという方策を最大限行い、足らずを前段の検討の中で比較的有利とされた治水対策案Ⅲ－2を組み合わせる案を比較検討の案として考えております。

36ページの治水対策案Ⅳ－1につきましては、今話をしました雨水貯留施設、雨水浸透施設、それから水田の保全、この3つを最大限行い、残りを河道掘削、放水路（神崎川放水路小）、既設ダムのかさ上げ（高山、比奈知）と、いわゆる先ほどのⅢ－2を組み合わせるⅣ－1を整理しました。

続きまして、治水対策案Ⅳ－2につきましては、流域内に水をためる方策に加えて、部分的に低い堤防の存置、それから霞堤の存置、これらも全部足して、さらに足らずを河道掘削、放水路、既設ダムのかさ上げ、先ほどのⅢ－2を組み合わせるという案がⅣ－2になってきます。

次に、Ⅳ－２とⅣ－３の違いなんですけれども、一番右端に霞堤の存置の後ろで宅地のかさ上げ、ピロティ建築等が書いてあります。いわゆる、先ほど少し話をさせていただきました大内橋の上流部分で部分的に低い堤防の存置でありますとか、あるいは霞堤の存置を行い、住宅につきましては輪中堤で守る案がⅣ－２、住宅地につきましては宅地のかさ上げなりピロティ建築等で守るのがⅣ－３というような違いがあるということでございます。もちろんこれで行っても事務局の検討では不足がありますので、後ろに河道掘削、放水路、既設ダムのかさ上げを組み合わせています。

それから、治水対策案Ⅳ－４、Ⅳ－５につきましては、こちらは部分的に低い堤防の存置と霞堤の存置だけを行い住宅を輪中堤で守る。それから、Ⅳ－５につきましては部分的に低い堤防の存置、霞堤の存置を行い、住宅を宅地のかさ上げ、ピロティ建築で守るという案を考えています。もちろんこちらにつきましても不足がございますので、河道掘削、放水路、それから既設ダムのかさ上げを組み合わせ川上ダムの代替案としています。

最後に37ページです。流域を中心とした対策案につきまして、先ほど来話をしております水田等の保全、畔を高くしてあげるとか落水口を改良してあげる案ですが、こちらにつきましては現時点で事業推進のための補助制度等がないというような状況で、ほかの制度とは一段違うということもございますので、これを見込まない組み合わせ案というのでも検討の俎上に上げたらいかがかというような状況でございます。具体的に言いますと、36ページに戻りますけれども治水対策案Ⅳ－１、Ⅳ－２、それからⅣ－３、この3つの案につきまして水田の保全を削除して、不足は河道掘削、放水路、既設ダムのかさ上げを組み合わせるというような案。もちろんⅣ－１、Ⅳ－２、Ⅳ－３に比べるとさらに河道掘削等々をしていかなければいけないという形になるとは思いますが、このような案をⅣ－６、Ⅳ－７、Ⅳ－８というような形で、組み合わせ案として考えていきたいと思っています。

長くなりましたが、38ページに行きまして、こちらのほうは今しがた説明してきたものを全部まとめた表でございまして、全部で20方策、左側が河川を中心とした対策の組み合わせ、右側が流域を中心とした対策の組み合わせということで、河道改修を中心とした対策案から、若干の事務局の検討を踏まえながら組み合わせ案というのを、すべてで20案ということで考えていきたいと思っています。

39ページには、その組み合わせ案の一覧というのを横に並べていおります。

40ページ以降につきましては、20案につきまして、それぞれ具体的に何をするのかとい

うのをまとめているような状況でございます。本日のご審議ですが、組み合わせ案、少しややこしかったですが、全部で20案考えてみました。こちらにつきまして、この20案が適切か否かというようなところにつきましてご審議いただきたいと思っている次第でございます。

事務局からの説明は以上です。

5. 討議

○近畿地方整備局 河川部長

以上、治水対策のいろいろな組み合わせについて今20通りの案を組み合わせでお示したというところでございます。ここまでの説明につきまして、これが今日の本題でございますので、まずはご質問から。わかりにくい部分もあったかとは思いますが、ご質問からお願いしたいと思います。

なお、今日の治水の立案について以外のご意見等につきましては、また最後に少し時間を確保するようにしたいと思います。まずは、この治水対策の組み合わせにつきましてご質問のほうからよろしくお願いしたいと思います。

○大阪府 都市整備部長代理

大阪府でございます。35ページの既存ストックを有効活用した対策案というところのご説明の中で、利水容量の買い上げについて、説明の中で利水者との調整がまだされていないということですが、そのような観点から、今は少し取り扱いを別にしたい。またここでの説明の最後にこの既存ストックの有効活用の方で、社会的影響が少ない対策案はダムかさ上げであると考えられるという、このくだりに至ったイメージが全くわかりません。大阪府は、従来から今の水需要予測の下方修正というものを公表しており、現在では大阪広域水道企業団ですが、既に下方修正で35万m³ほどの余剰水源が出てくると言っている。これが高山ダムとか青蓮寺ダムに乗ってしまっていて、これの活用が非常に有利だと思っています。また今後の展開次第なんですけれども、新聞紙上でも非常に賑わっていますが、大阪府域におきましては広域水道企業団と大阪市、これが25年度までに統合するといった動きの中で、検討委員会が3月26日には立ち上がるという、こんな時期に来ている状況です。この検討委員会では、当然双方統合することによってまたまたいろんな意味での水需要予測について下方修正されるといったことも検討することが想定されます。そういう今の情勢をとらえた場合、この容量の買い上げについて、一定の議論を深めないで、この答えは出ないと思っています。これまで重々ご意見申し上げてきた経緯がございますので、この

35ページのところで、簡単にかさ上げが社会的影響が少ないと、だからあとの20案を全部それを基本にして組み合わせているという説明については納得がいかないと思っており、これについてお答えいただきたいと思います。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川環境課長）

河川環境課長の〇〇でございます。先ほどのご質問の趣旨というのは、既存ダムに大阪府広域水道企業団が保有している利水容量が、かなり容量があいているので、それを有効活用してくださいということだと思っています。これに関して、今現状はどこまで活用できるか、大阪広域水道企業団以外の利水者も多数おられますので、今後そのあたりを詰めながら進めていくという状況でございます。今回は各案を網羅的に出している状況でございますので、今の現時点では、余り限定的にせず、幅広に構えるという前提で案を考えていると、そのような状況でございます。

○大阪府 都市整備部長代理

その幅広の中で25案を示されて、今そういう段階ですよということであれば、今のご返事どおりだと思うんですけども。その後で20に組み合わせて、その20を今後議論していくようにお聞きしましたので。それならば利水容量の活用も有力案として整理していただき、今後利水者との調整といたしますか、利水者の意向といたしますか、それを早期に調整して進めていただきたいと思っています。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

さっきの話と重複する話にはなりますけれども、先ほど私のほうから説明させていただきました利水容量の買い取りにつきましては、利水者と話をしながら具体の案というのが出てくるという形になってきます。現時点では利水者の意向を聞いておらず不確定な要素も多いので、とりあえず別の扱いにして、これ以外の案で組み合わせ案を考えていったということです。従って繰り返しになりますが、現時点でとりあえずⅢ－2をその後の案の足らずについて組み合わせることとし、今後利水者との調整により、より有利な案というのが想定されるというような場合には、案を追加し、20案プラスアルファでやっていくというような形で進めて考えていきたいと考えております。

○近畿地方整備局 河川部長

よろしいですかね。

○大阪府 都市整備部長代理

スケジュール感を、示してもらいたいのです。次の第3回の幹事会で、またその20案に

ついて検討を進めると、今の話はどんどんと消えていくのではないかと心配しますので、そのところは十分肝に置いて今後のダムの検証というのはするべきじゃないかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

ただいまのご意見を踏まえまして今後検討を進めてまいりたいと思います。

その他、ご質問等どうぞ。

○三重県 県土整備部長

ちょっと、この案の中で聞かせてほしい。遊水地の掘り下げ案の話がありましたね。これは、この残っている20の中には入っているんですか。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

20案の中に入っております。具体的には39ページを見ていただいて、黄色になっているⅡ－4、Ⅱ－5、Ⅱ－6、この3つにつきましては、Ⅱ－4が既設掘削＋新規の遊水地、それからⅡ－5、Ⅱ－6は既設の上野遊水地の掘削、この3つで考えております。

○三重県 県土整備部長

わかりました。遊水地というのも、まだ民地というか土地利用されている状況ですよ。それを下げた場合に今の土地利用ができるのかどうかというのは、そこら辺はどうなんですかね、考え方としては。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

今の上野遊水地につきましては地役権という形で進めていますが、掘削するということになれば、一般的には、土地の買収といった方向になると考えております。したがって、遊水地の掘り下げ案を考えるに当たっては、コストの面では、土地の買収費を積み上げることとなります。

○伊賀市 産業建設部長

伊賀市でございます。私のほうも先ほどの遊水地の件、掘り下げる案と、そして新規に設ける案につきまして、1つ意見を述べさせていただきます。先ほどご説明があったように幅広く検討をするということに対しましては、これも1つの案であるということについては認識をしておるんですが、現実の話で申し上げますと今現在耕作等をされておるわけでございますけれども、先ほどそれを掘り下げるという案が、今後の検討ということになるわけでございますけれども、非常に、実現性の観点で困難と思っております。また、伊賀市の中では現在、市街地の周辺が遊水地になっておるものですから、ある意味地域の発展もその

分抑えられているといった現状がございますし、今現在の中で新規の部分を求めていこうと思いましたが、これまた非常に困難だと思っています。1つの検討の案ということについて、きょうは議論ということがございますので。ただ、これ以上は言いませんが、検討されるのはいいんですが、遊水地案はこの案では実現性の観点で非常に困難と言わざるを得ないと思ひ発言させていただきました。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

おっしゃるとおりで、幅広にということで今回の案を示させていただいております。先ほどの説明の中にありました10ページ目の淀川の本川部分の引堤部分につきましても、河川事業のことだけ考えますと数十m引いていくという案も考えられ、検証の俎上にはのせますが、社会的影響が大きい案も現時点では残っている状況です。今回の意見なども踏まえながら、今後絞り込みを進めていきたいと思っています。

○三重県 政策部長代理

済みません、政策部長の代理で申しわけないんですが。ちょっと関連しまして、検討に当たって1点だけお願いしておきたいことがございます。治水の話ですので、私の立場で余り細かく申し上げるのは非常に申しわけなく思うんですが、ちょっと理解を深めていただくという意味で申し上げておきたいと思ひます。

お手元に参考資料というのをお配りいただいておりますか。その30ページを見ていただきたいと思ひます。この30ページに、伊賀市域の遊水地の計画が下の図でございまして、上がブルーで、これは過去の浸水の実績ですね。それで左側に昭和28年9月540haの200戸の浸水ということで書いて、過去最大という格好になっていますが、それ以前から随分この地域はこういう浸水被害を受けていまして、移転を繰り返してきています。こういったものを解消するために、ご承知のように岩倉峡の開削を三重県はずっとお願いしてきています。これはもう何十年にわたってお願いしてきているのですが、それは下流に負担をかけるということで、伊賀の地域、三重県は、この遊水地と河道掘削と川上ダムの3点セットで伊賀の地域を守るということを昭和43年に受け入れたわけですから、川上ダム単独で伊賀の地域の治水という議論にはならなくて、これがセットになっている。まず、ここの理解をしっかりといただきたいと思ひるのが1点。

また、あえて細かく申し上げますと、下に遊水地の図面がございまして。これは今回配布された資料の、例えば7ページの写真ありますが、これと比較していただくとわかるのですが、540ha浸かったうちの約250haを上野遊水地として計画し、現在、地役権の設定ま

で終わって、あとは越流堤を残す段階まで来ております。今、参考資料の30ページの、遊水地のところが薄い水色になってございます。赤い線が河道でございまして、真ん中に、小田の排水機場というのが書いてございます。この左側に線があって、丸が書いてございますが、これが周囲堤でございまして、遊水地事業の前は、この周囲堤はございませんでした。ですから、上からあふれた水はずっと岩倉峡でせきあげられ伊賀市全域で浸水した。ところが遊水地事業で、この周囲堤をつくったため遊水地外の水がせきとめられるということで、小田の排水機場として、ここにポンプ場を設けたわけです。また上のほうに細い線で水色の線がございまして、これは矢谷川という川でございまして県管理の川でございまして、県がこの川を、10m以上の河道に掘削、広げまして、上流の水を本川に戻し、それで小田のポンプ場でくみ上げてこの地域を守るということで完成しています。ところが、一昨年、このポンプ場の稼働が遅れたために地域は大きな浸水を受けたということで、大きく新聞にも報道されました。このように上野遊水地事業及び関連事業を進めることで伊賀地域のリスクは非常に高まっています。ただ、このリスクはやがて川上ダムが完成して河道が掘削されるということで、伊賀地域は、ここの250haの地役権設定された遊水地もこらえて、ここまで来ているわけです。ですから、川上ダムについては平成16年の完成がもう既に27年ということになってはいますが、さらに遅れそうな見込みであるということで、地域、伊賀市三重県とも、非常に困った状況だと認識しています。

それで、いろいろ今回ご提案いただいた検証は速やかにやっていただきたいと思っておりますが、上野遊水地事業、これは既にもう500億投じています。三重県だけの負担で、170億となっております。今回の川上ダムのダム検証で代替案がしぼられた場合に、その代替案が上野遊水地にどのような影響を与えるのかということについてしっかりとお示しいただきたい。例えば上流放水路であれば、ダムのかわりですから遊水地そのものには悪さしないと思います。ただ、下流の引堤だけでやるのであれば、ダムがなくなるのならば伊賀の地域をもとに戻していただかなければならないと思います。そこのリスクをきちっと比較検討して議論していただきたい。三重県は特殊な地域でございまして、例えば木曾三川へ行きますと下流は三重県です。淀川水系では上流が三重県になっています。やはり上流、下流の協力の中で地域の安全が守られると思っておりますので、我々は淀川では上流域の地域の立場として申し上げておきまして、遊水地を設けて伊賀の地域が水をためることについて伊賀も引き受けています。それで下流の安全を守ると。そうであるならば、その前提となる川上ダム事業についても遊水地事業に影響しない形で考えていただきたい。これが

三重県のお願いでございます。きちんと比較案の中でお示しいただいた上で、何が一番いかというのをきちっと正確な議論をやっていただき、また、速やかにやっていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

○近畿地方整備局 河川部長

どうもありがとうございました。今後の治水の部分の進め方としましては、きょう20案ありましたが、今後議論によってこれらに追加があるかもしれませんが、それを2から5案程度抽出していく際には、そこを非常に細かく評価していくということになりますので、今のご意見も踏まえまして今後の検討を進めてまいりたいと思います。

そのほか、いかがでございますでしょうか。

○三重県 県土整備部長

三重県ばかりで申しわけないんですが、治水対策ということで今回たくさんの方の案を本当に幅広く検討いただいているということですが、治水の対策として、やっぱり早く効果を出すということも大事なことだと思っています。現在の計画で行くと、もうあとはダムが今でも着工できる状態にあるのに、それがずっと今検討の検証の中でとまっているという状況になっています。いずれにしても、このままダムで治水対策をやるのか、ほかの対策をやるのかということもあるかと思いますが、やはりその効果の発現のスピードというか、その早さということも最終的な検討の中ではぜひ考えていただきたいと思っています。地域にとっては、やっぱり早期に治水上安全な地域にしていきたいというのが一番の願いでございますので、ぜひそれはお願いしたいと思っています。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

繰り返しになりますけれども、今回20案出していますけれども、さらにここから詳細な検討に入っていきますので、その中では先ほどのようなご意見等も踏まえながら検討を進めていきたいと思っていますし、できるだけ早期に検討を進めたいと思っています。

○近畿地方整備局 河川部長

そのほかの委員の方はいかがでございますでしょうか。

○京都府 建設交通部長

意見でもよろしいですか。

○近畿地方整備局 河川部長

結構です。

○京都府 建設交通部長

京都府でございます。中流域でございまして、上流域の三重県には大変お世話になって、ありがとうございます。3点ほど、ご意見を申し上げたいと思います。

1点目は三重県と同じでございまして、この治水安全度の向上を図るため、適切かつ迅速に、かつしっかりと、この検証を進めていただきたいというお願いが1点でございます。

2点目でございますけれども、既存ダムのかさ上げとか既存ダムの利水容量の買い上げなど、いわゆる既存ダムの有効活用につきましては、中流域の京都府域にも影響がある可能性もありますので、今後代替案の絞り込みの中で詳細な内容が出た段階でお示しいただきたいと思っています。

3点目は、先ほど大阪府もおっしゃいましたけれども、利水の有効活用についてでございます。今回の検証の中で、利水の有効活用、決して横に置いているわけではないようではございますけれども、今回この川上ダムの検証の全体像の中でも、やっぱりこの利水の水需給の部分はどう捉えていくのかというのは、最終、フィニッシュのときの大変大事なことだと思います。ここはぜひ関係利水者との協議を開始していただいて、効率的に、かつまた最終的な検証結果に何か穴があかないように、そこはぜひよろしくお願いをしたいと思います。また、これは今後されるそうなんですけれども、既設のダムの堆砂を除去するための代替容量、いわゆる長寿命化、については、以前から京都府意見で述べておりますけれども、水需用の動向など流域の状況の変化とか既存ダムの有効活用の観点等を踏まえて、これもぜひきちんと検証していただきたいという3点目のお願いでございます。

以上でございます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

3点とも事務局同士で話をしている段階でもいろいろ出てきているような状況でございますので、改めて、この幹事会のほうでこのような話があったということをしっかり受けとめながら、検討を進めていきたいと思っています。

○八幡市 都市管理部長

八幡市でございます。京都府の木津川流域の市町村を代表して出席をさせていただいております。川上ダムによる木津川の水位低下効果につきまして、1点述べさせていただきます。

川上ダムにつきましては、ハイウォーター以下でも出水時に水位を低下させる、すなわち流域の洪水リスクを下げる効果がありまして、本市など木津川流域の市町村といたしましては、木津川の水位を低下させることは非常に重要なことと認識をしております。この

ため、本市を含め、内水等、住民の関心が非常に高いことでもありまして、今後の代替案の絞り込みをされるということになっておりますけれども、絞り込みにおかれましてはハイウォーター以下でも水位を低下させる効果を踏まえまして検証を進めていただきたいと思っております。それから、木津川の治水対策につきましては第1回幹事会でも発言させていただきましたように、地域の安全・安心に直結するものでございますので、住民が非常に高い関心を持っておりますので、地域住民に最も近い市町村の意見を十分反映をさせていただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

貴重なご意見ありがとうございます。

○伊賀市 水道部長代理

私は、きょうは部長のかわりとして利水者の立場ということで参加をさせていただいております。事務局のほうに意見といいますか、要望を少しだけさせていただきたいと思っております。

今回このように検証作業ということで、昨年1月19日から約1年ほど経過しているわけですけれども、大変長い間この立案につきましてお練りをいただいたということにつきましてはありがたく思っているところでございます。ただ、私ども利水者としての立場としては、先ほどから出ておりますように、平成27年に何とかダムを完成して水道事業を進めていこうとしており、現在も完成は平成27年ということで理解しているところです。このような中、利水者の立場から言いますと、皆さんダム事業から撤退され伊賀市が1市だけ残ったということから、利水者としてはこのダム事業の存続に関して大変危惧をしているところでございます。どういうことかと申しますと、事業を進めるにあたっては当然ながら建設利息が発生してくるわけであり、平成27年度までの建設利息というのは、私どもは企業会計の中で整理しています。この建設利息についてダム事業の完成が遅れると、単費で1年2億、3年おくれますと6億と、また5年おくれますと10億と、こういった形で私どもが負担をしていかなければならないこととなります。従って伊賀市としては当然ながらダム事業を実施することを前提に様々なことを考えている状況ですので代替案の検証もさることながら、その検証をを今後早く進めていただくよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、今日は治水の話でございますが、利水の話でもスムーズに話が進むよう事務局

のほうでご提案をお願いしたいと、このように要望しておきます。

○近畿地方整備局 河川部長

どうもありがとうございました。

○伊賀市 産業建設部長

一番最上流の状況につきまして県のほうから先ほど説明していただいたとおりでございますので、早急に進めていただきたいと思います。

それで、今の20案というのは提示されていますけれども、次回いつごろを予定されているのか。要は、先ほど皆さん方からご意見出ていますように、スピーディーさを持って取り組んでいただきたいと思いますということです。今現在わかるようでございますたらお答えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

事務局からです。もちろんできるだけ速やか進めていきたいと思っております。特に、今回は間があいてしまっておりますので、その分を埋め合わせるだけ頑張っていきたいと思っております。先ほどから話があります利水者との調整等を行いながら、次回の検討も進めていき、できるだけ早めにやっていきたいと思っておりますけれども、現在のところは具体的な時期についてはまだ未定ではあります。

○伊賀市 水道部長代理

今ちょっとお聞きしたんですけれども、できるだけ早めにということでございますけれども。昨年も、聞いてみますと1月に第1回をされまして、早いうちに第2回目をやりますという話でお聞きしていたわけですが、これが1年からたっていると。今も、できるだけ早めにという漠然な話でございますけれども、当然ながら今この幹事として役職で出席している皆さんにつきましても、時期的にもう4月からメンバーチェンジしていくというようなことも考えられます。ただ、これは引き継いでやっただけいいんだということであろうかと思っておりますけれども、当然今いる皆さん方が4月から今度ここに出席してもらえという保証もございませんので、きょうのこの段階できちんとした方向性ぐらいはお話いただくとありがたいんですけれども、お願いできますか。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

お気持ちは重々わかるんですけれども、具体的な時期については今の段階では申しわけないんですけれども未定です。もう少し事務的にも調整させていただいて、早めに開催させていただきたいと思っております。

○近畿地方整備局 河川部長

第1回から今回の第2回まで大分時間があいてしまいましたが、第3回はもちろん今回の様に時間があくということはありませんので、本当にできるだけ早く開催させていただきたいと思っております。ただ、検証そのものは予断なくということになっておりますので、その趣旨を踏まえてできるだけ早くということで、第3回、その後も引き続きということで、ご要望を踏まえましてできるだけ速やかに検証作業のほうを進めてまいりたいと思っておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

今日の議題の治水対策の部分だけでなく、いろいろなご意見ちょうだいいたしておりますけれども、そのほか全体といいますか、治水の部分だけではなくても結構でございますけれども、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

○大阪府 都市整備部長代理

大阪府でございます。今回1年以上あいておるということを今随分各委員からあつたんですけれども、1回目の幹事会のときに、丹生ダムのほうも第1回幹事会を同時期にされて、それがまだ第2回がないという実態もございまして、この丹生ダムにつきましても、大阪府としましては、異常渇水対策の必要性を含めた調査検討結果を早急に明らかにして、それを踏まえた今後の事業展開、事業計画を提示いただきたいというふうにご要望申し上げておりますので、丹生ダムの検討のほうもよろしくお願ひしたいと思っております。

○近畿地方整備局 河川部長

ほかのダムの検証につきましても進めてまいりたいと思っております。そのほか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、次回開催予定につきましていろいろご意見等ございましたけれども、その予定につきまして事務局のほうから説明をお願ひいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部広域水管理官）

次回でございますが、先ほど貴重なご意見を受けまして、本日議論をいただいた立案をもとに治水に対しては概略の評価ということで、細目に基づいて2案から5案の絞り込みを行いたいというふうに思っております。今後、利水、それから先ほど出ました不特定、長寿命化の目的も、利水関係の目的もございまして、これについても治水と同様に対策案の立案、概略の評価、2案から5案の絞り込み等を対策案として抽出していきたいというふうに考えています。次回については、検討結果がまとまった時点で開催をさせていただきまして、できるだけ早く開催していきたいというふうに考えておりますので、日程等

も含め、改めてまた皆さんにお諮りをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

6. 閉会

○近畿地方整備局 河川部長

日程はまた別途調整させていただきますが、できるだけ早く準備を進めて次回開催できるようにしてまいりたいと思います。次回の予定につきまして、よろしいでしょうか、ご質問、特に。そのほか、何かございますか。そろそろ時間も予定の時刻に近づいております。皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、本日の第2回川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場幹事会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

[午後 4時47分 閉会]